

令和3年度 『医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査』
集約結果

1. 調査目的

本調査は、市内医療機関や福祉施設職員が成年後見人や身元保証人等に対して求める役割、また支援の実態等を把握することにより、医療機関・福祉施設の双方が安心してサービスを提供できる具体的な仕組みや方法等を模索するなど、今後の取り組みに資する示唆を得ることを目的に実施しました。

2. 調査対象

- (1) 医療機関 (12か所)
 - (2) 障がい者施設入所支援 (2か所)
 - (3) 障がい者グループホーム (12か所)
 - (4) 特別養護老人ホーム (7か所)
 - (5) 介護老人保健施設 (3か所)
 - (6) 認知症対応型共同生活介護 (23か所)
 - (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (2か所)
 - (8) 特定施設入所者生活介護 (6か所)
- 計67か所に配布

3. 調査期間

令和3年10月11日(月)～令和3年10月29日(金)

4. 調査回答結果

調査対象先	配布数 (か所)	回答数 (か所)	回答率 (%)
(1) 医療機関	12	12	100
(2) 障がい者施設入所支援	2	2	100
(3) 障がい者グループホーム	12	11	91.67
(4) 特別養護老人ホーム	7	4	57.14
(5) 介護老人保健施設	3	2	66.67
(6) 認知症対応型共同生活介護	23	19	82.61
(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	100
(8) 特定施設入所者生活介護	6	6	100
合 計	67	58	86.57

設問2. 契約実務担当者について（複数回答）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	27	2	11	6	3	24	3	9	85
① 事務長、施設長、管理者などの管理職	1	-	7	-	-	19	-	4	31
② 事務職員（社会福祉士）	4	-	-	-	-	-	-	-	4
③ 事務職員（社会福祉士以外）	9	-	-	-	-	-	-	1	10
④ 生活相談員・支援相談員	2	-	3	4	2	1	2	3	17
⑤ 介護支援専門員（ケアマネジャー）	5	-	-	2	1	4	1	1	14
⑥ その他	6	2	1	-	-	-	-	-	9
自由記載 【医療機関】 看護師（5） 精神保健福祉士 通常時は事務職員（社会福祉士以外）、看護師が対応し、必要時に社会福祉士が介入 【障がい者施設入所支援】 支援課長 サービス管理責任者（課長） 【障がい者グループホーム】 サービス提供責任者 【認知症対応型共同生活介護】 所長（管理者・①⑤兼務） 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 ④⑤兼務にて1名で担当									

考察：設問2について、医療機関では様々な職種が、また福祉施設では施設長、相談員が契約に関わることが多い傾向が把握されました。今後、成年後見制度利用促進を含めた具体的な取り組みを進めるにあたっては、契約担当職員、非担当職員など、ねらいや対象者等を意識した取り組みが必要と考えます。

設問3 貴院・貴所では、利用に関する契約書類（例：入院契約書・施設入所（入居）契約書（申込書・同意書）・利用約款等）において、本人以外の署名を求めることはありますか（ひとつに〇）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	12	2	11	4	2	19	2	6	58
①本人以外の署名は求めている	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②本人以外の署名を求めている	12	2	11	4	2	19	2	6	58

考察：設問3では、すべての調査実施機関において契約に本人以外の署名（保証人・身元引受人等）を求めていることがわかりました。

**設問 3-1. 【設問 3 で ②本人以外の署名を求めていると回答した方のみ】
入所（入院・入居）契約書（申込書・同意書）における本人以外の署名欄の名称について（複数回答）**

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	37	6	31	10	4	52	6	13	159
①身元引受人	4	2	10	2	-	18	2	5	43
②緊急連絡先	5	-	7	1	-	4	-	1	18
③身元保証人	2	1	4	-	-	5	-	-	12
④連帯保証人	6	-	5	2	-	4	-	-	17
⑤保証人	3	1	1	1	1	2	-	1	10
⑥保護者	5	-	1	-	1	-	-	-	7
⑦代理人（者）	1	-	1	1	1	3	2	3	12
⑧署名代行者	2	-	-	-	-	6	-	2	10
⑨契約者	-	-	-	-	-	3	1	-	4
⑩親族	2	-	1	-	-	1	-	-	4
⑪家族の代表	2	-	-	-	1	1	-	-	4
⑫成年後見人等（保佐人、補助人を含む）	2	2	1	3	-	5	-	1	14
⑬その他	3	-	-	-	-	-	1	-	4
自由記載 【医療機関】 入院費、保険証管理者 同意者氏名、家族等の氏名、代筆者 家族の代表者 緊急連絡先：キーパーソンとして確認しています 【特別養護老人ホーム】 成年後見等の場合は別契約書有 【認知症対応型共同生活介護】 入所者の認知症にて自己判断の低下 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 残置物引受人									

考察：設問 3-1 では、「①身元引受人（43）」が最も多く、次いで「②緊急連絡先（18）」、「④連帯保証人（17）」が多い結果となりました。緊急時に迅速な連絡や対応が期待できることや身元を引き受ける親族等の存在を重視している傾向が伺えますが、一方で、親族等の協力を得ることが難しい単身高齢者等が必要な医療や福祉サービスを利用するにあたり困難さとなる可能性も懸念されます。

医療機関においては「④連帯保証人（6）」の回答結果が比較的多いことから、債務保証も重視している傾向が伺えます。

設問 3-2. 【設問 3 で ②本人以外の署名を求めていると回答した方のみ】 誰が「保証人」や「身元引受人」等となっているか（複数回答）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護 特定施設入所者生活介護	計
計	31	2	16	6	3	29	2	8	97
①親族	11	2	11	4	2	18	2	6	56
②民生委員	2	-	-	-	-	1	-	-	3
③関係機関職員等	4	-	-	-	-	-	-	-	4
④知人・友人	6	-	-	-	-	1	-	-	7
⑤第三者後見人等（親族以外）	8	-	5	2	1	8	-	2	26
⑥有料の民間機関（保証会社・NPO法人等）	-	-	-	-	-	-	-	-	0
⑦その他	-	-	-	-	-	1	-	-	1
自由記載 【介護老人保健施設】 主に配偶者や子どもが多いが甥や姪が担っているケースもある 【認知症対応型共同生活介護】 主に親族 生活保護担当ケースワーカー									

考察：設問 3-2 について、集計全体としては親族に求めている傾向が把握されましたが、医療機関では、親族に限らず、広く保証人や身元引受人等を依頼している傾向が伺えます。生死に関わるなどスピード感を持った判断と対応が求められる中において、親族等に依頼することが難しい実務を反映している可能性が考えられます。福祉施設では親族への依頼傾向が強い結果となりました。

他「②民生委員（3）」、「③関係機関職員等（4）」に保証人や身元引受人等を依頼していますが、関係機関職員等とはどのような立場の職員であるのか、またその事情はどのようなことであったのか等、より状況を把握する必要があります。

設問 3-3 【設問 3-2 で ①親族と回答した方のみ】 親族に署名を依頼する際の理由について（ひとつに○）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護 特定施設入所者生活介護	計
計	18	3	12	5	2	28	3	8	79
① 本人（患者・入所者等）がその親族からの署名を求めているから	5	-	1	-	-	2	-	-	8
② 本人（患者・入所者等）のことをよく理解していると考えられるから	4	2	3	3	1	6	2	4	25
③ その親族は、本人（患者・入所者等）の金銭管理を担っているから	2	-	1	1	-	12	-	2	18
④ その親族は、本人と同居しているから	1	-	1	-	-	-	-	-	2

⑤ 連絡がとれる親族だったから	3	-	3	1	-	3	-	1	11
⑥ とりあえず署名してもらえそうだから	-	-	-	-	-	-	-	-	0
⑦ 親族だから（特に理由はない）	1	-	1	-	-	3	-	-	5
⑧ 親族だから（具体的な理由による）	1	1	1	-	1	2	1	1	8
⑨ その他（自由記載へ）	1	-	1	-	-	-	-	-	2
不整合回答数（+多、-少）	+7	+1	+1	-1	-	+7	-	+2	
<p>⑧具体的な理由</p> <p>【医療機関】 身元引受人＝親族であるため</p> <p>【障がい者施設入所支援】 責任の所在の明確化のため</p> <p>【障がい者グループホーム】 ご本人様の安全、安心の為、何かあれば対応できるように連絡をとれるようにしている</p> <p>【介護老人保健施設】 本人のキーパーソンとなる親族に署名を求めている（入所後も親族と連携を図りトラブル防止に努めている）</p> <p>【認知症対応型共同生活介護】 入所者の認知機能の低下 入院対応など緊急時の対応をお願いするため</p> <p>【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 契約する家族がキーパーソンとなるため</p> <p>【特定施設入所者生活介護】 身元引受人であり緊急時の連絡先が第1番目であること</p> <p>⑨その他（自由記載）</p> <p>【医療機関】 病院側から指定する事はなく、患者本人や家族判断で記載されている場合が多い</p> <p>【障がい者グループホーム】 未成年の場合のみ親族の方へお願いしている</p>									

考察：設問3-3では、親族に依頼する理由として「②本人（患者・入所者等）のことをよく理解していると考えられるから（25）」が最も多く、次いで「③その親族は、本人（患者・入所者等）の金銭管理を担っているから（18）」、「⑤連絡がとれる親族だったから（11）」が多い結果となりました。

「①本人（患者・入所者等）がその親族からの署名を求めているから（8）」は多くなく、意思を表明することが難しい対象者に関する意思決定支援への意識や取り組みに乏しい可能性が考えられます。

設問3-4【設問3で ②本人以外の署名を求めていると回答した方のみ】

契約書類における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割について（あてはまる番号すべてに○）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	122	15	83	66	29	272	31	72	690
財産管理に関すること									
1 医療・施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	10	1	7	4	2	18	2	4	48
2 損害賠償等の債務の保証	3	1	6	3	1	14	1	3	32
3 年金管理など、本人の日常的な金銭管理	3	-	3	4	2	14	2	4	32
契約（サービス提供）に関すること									
4 入院、入所（入居）契約等	10	1	8	4	2	18	2	5	50
5 入院計画・サービス利用計画（ケアプラン）への同意	9	1	3	4	2	19	2	5	45

	6 サービスの提供方針や方法等、本人に代わっての選択・決定	7	1	3	4	2	18	2	5	42
医療に関すること										
	7 予防接種など、ご本人への影響の小さい（侵襲性の低い）医療行為への同意	9	1	3	4	2	14	2	3	38
	8 手術や延命治療など、ご本人への影響の大きい（侵襲性の高い）医療行為への同意	9	1	6	4	1	18	2	4	45
退所（退去）時に関すること										
	9 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡し	-	1	7	4	1	17	2	5	37
	10 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の原状回復義務の履行	-	-	5	4	1	14	-	4	28
	11 本人生存中の退所（退去）の際の本人の引き取り	6	1	4	4	1	15	2	5	38
死後事務に関すること										
	12 本人が亡くなった場合の遺体、遺品の引取り	10	1	5	4	2	17	2	6	47
	13 本人が亡くなった場合の預り金の返還金受領	7	1	3	4	2	17	1	5	40
	14 本人が亡くなった場合の火葬・埋葬の手続き	5	1	4	4	2	14	2	5	37
その他のこと										
	15 身体拘束が必要になった場合の同意	10	1	5	3	2	14	2	3	40
	16 緊急時（事故等）の連絡先	11	1	8	4	2	17	2	5	50
	17 入院・入所中に必要な物品等の準備	11	-	3	4	2	12	2	1	35
	18 その他（自由記載へ）	2	-	-	-	-	2	1	-	5
	無記載	-	1	-	-	-	-	-	-	1
自由記載 【医療機関】 本人の意思確認ができない場合 5, 6, 7, 8 について署名した方に求める 1 は「保証人」に署名した方に求める 退院先変更（自宅→施設など）の見学、契約依頼 【介護老人保健施設】 病院受診の同行 日用品の購入 【認知症対応型共同生活介護】 受診同行 家族会、運営推進会議への参加 入院時など Dr.からの説明、同意 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 定期受診の対応										
<p>考察：設問 3-4 では、医療機関は、本人の代諾者および債務保証を求めている傾向に、また特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、特定施設では本人以外の者に広く役割を求めている傾向にあります。高齢者グループホームでは、契約（サービス提供）、債務保証に関するもののほか、退去時の役割を求めている傾向にありますが、このことは極力、空室を避けるなど入所率に留意するためには必要なことと推察します。全体の傾向としては、緊急連絡先、契約（入院計画・ケアプラン含む）、債務保証、手術や延命治療など本人への影響の大きい（侵襲性の高い）医療行為への同意を役割に求めています。</p>										

設問 3-5【設問 3 で ②本人以外の署名を求めていると回答した方のみ】

契約書類における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割のうち、最も重要だと考える内容について（最大3つまで）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護 認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	29	3	25	13	6	59	6	18	159
① 財産管理（支払・保証・日常の金銭管理）に関すること	8	-	5	3	2	15	2	4	39
② 契約（サービス提供）に関すること	5	-	7	3	2	16	2	3	38
③ 医療に関すること	11	1	4	4	2	13	2	4	41
④ 退所（退去）時に関すること	2	-	4	1	-	9	-	3	19
⑤ 死後事務に関すること	3	1	3	2	-	5	-	4	18
⑥ その他	-	-	-	-	-	1	-	-	1
すべて無回答	-	1	2	-	-	-	-	-	3
自由記載	【認知症対応型共同生活介護】 入所者の認知機能の低下								

考察：設問 3-5 では「③医療に関すること（41）」が最も多く、次いで「①財産管理に関すること（39）」「②契約（サービス提供）に関すること（38）」が多く、順番に相違はあるものの、設問 3-4 と類似した傾向であり、求める役割は同様の結果となりました。これら求める役割のうち、医的侵襲行為に関する同意は後見人には認められていない権限ですが、後見人により親族等協力者の関係性を再構築する試みや、チームによる意思決定支援などガイドラインを基盤とした取り組みが推進されることによって、役割を補完できる可能性があるのではないのでしょうか。また、財産管理に関することや契約に関すること、また、回答数としては比較的少数であった「④退所（退去）に関すること（19）」や「⑤死後事務に関すること（18）」についても、後見人が各種資源等を調整するなどの役割を担うことができる可能性があり、関係機関等が適切な時期に制度を活用できるよう取り組みを推進していくことが必要と考えます。

設問 3-6【設問 3 で ②本人以外の署名を求めていると回答した方のみ】

契約書類における「本人以外の署名欄」に記載ができない場合の入院・入所（入居）の取扱いについて（ひとつに〇）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護 認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	12	2	11	4	2	19	2	6	58
① 本人以外の署名がない場合は入所（入院・入居）を受け入れていない	2	1	1	2	-	12	1	4	23
② 特に決めていない（これまでにそのような事例がない等）	-	-	4	2	-	1	1	-	8

③本人以外の署名がなくとも、そのまま入院・入所（入居）を受け入れる	6	-	-	-	-	2	-	2	10
④条件付きで受け入れる	4	-	4	-	2	3	-	-	13
すべて無回答	-	1	2	-	-	1	-	-	4
自由記載 【障がい者グループホーム】 ケースバイケースで役所の方が代理署名していただいたりしていました。									

考察：設問 3-6 では「①本人以外の署名がない場合は入所（入院・入居）を受け入れていない（23）」が最も多い結果となりました。次いで「④条件付きで受け入れる（13）」「③本人以外の署名がなくとも、そのまま入院・入所（入居）を受け入れる（10）」が多い結果となりましたが、③については半数以上が医療機関による回答（6/10）であり、かつ受け入れていないと回答した件数とは大きく乖離しています。

設問 3-5 で前述したとおり、後見人にも役割を担うことのできる可能性があり、医療や福祉による支援を必要とする人が必要な時期に、また適切な時期に制度を活用できるよう、成年後見制度の活用を含めた支援を推進していくことが必要と考えます。

設問 3-7【設問 3-6 で「④ 条件付きで受け入れる」と回答した方のみ】本人以外の署名欄に記載ができない場合の受け入れの条件（複数回答可）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護 認知症対応型共同生活介護	祉施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	10	-	4	-	4	3	-	-	21
① 成年後見制度（法定後見・任意後見）を申請してもらう	3		2		2	2			9
② 北見市役所に相談する（またはしてもらう）	2		-		1	-			3
③ 成年後見支援センターに相談する（またはしてもらう）	1		-		-	-			1
④ 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに相談する（またはしてもらう）	3		-		-	-			3
⑤ 民間の身元保証会社・身元保証団体と契約してもらう	-		-		-	-			-
⑥ 弁護士・司法書士等と契約してもらう	-		-		-	-			-
⑦ 財産目録など支払能力を示す書類を提出してもらう	-		-		-	-			-
⑧ 預り金などの名称で、支払滞納に備えて事前に支払いしてもらう	-		-		-	-			-
⑨ その他	1		2		1	1			5
自由記載 【医療機関】 緊急入院等の場合は、数日以内に対象の方に署名して頂く 【障がい者グループホーム】 成人している場合など本人に責任能力があると判断した場合 【介護老人保健施設】 生保の方は CW に相談 【認知症対応型共同生活介護】 医療等に関する意思確認、払戻（払渡）依頼書にての支払い等の支払い方法の明確さ									

考察：設問 3-7 について、複数回答にあっても「①成年後見制度（法定後見・任意後見）を申請してもらう」と回答した機関は 9 件（42.86 パーセント）と半数に満たない結果となりました。成年後見制度が十分に認識されていない、あるいはメリットを感じることでできる制度となっていない可能性が示唆される結果と考えます。

設問 3-8 【設問 3-6 で「③本人以外の署名がなくとも、入院・入所（入居）を受け入れる」「④ 条件付きで受け入れる」と回答した方のみ】本人に意思決定能力があるか不安な場合であっても、本人と単独で契約を結んだことがありますか。（ひとつに○）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護 認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	10		4		2	5		2	23
①ある	9		1			1		2	13
②ない	1		3		2	3			9
すべて無回答						1			1
自由記載	なし								

考察：設問 3-8 について、結果では、意思決定能力の不安があっても、本人と単独で契約を締結したことがあると回答した機関は 13 機関で 56.52 パーセントでした。一方で、意思決定に不安がある場合、本人と単独で受け入れることはないという回答した機関は、9 施設で 39.13 パーセントでした。このことから、4 割程度の機関が本人と単独で契約することを回避しており、親族や身元引受人、連帯保証人といった協力者を得ることが困難な対象者にとっては、必要な支援を得にくい傾向が把握されるとともに、本人の意思決定支援への意識や取り組みに乏しい可能性が考えられる結果となりました。

設問 4 【設問 3 で「契約書に本人以外の署名を「求めている」と回答した方のみ】契約書に「本人以外の署名欄」を求めている理由は何ですか。（ひとつに○）

該当なし。

設問 4-2 【設問 3 で「契約書に本人以外の署名を「求めている」と回答した方のみ】

契約書において「本人以外の署名欄」を求めなくとも問題なく運営していくために、貴施設が特に工夫していること（自由記載）

該当なし。

設問 5 「本人以外から同意（署名・捺印）を求める書類」の内容および署名欄の名称について

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護
1. 入所（入居）契約	署名代行者 身元引受人 受領者	利用者の 成年後見 人等	保証人 連帯保証人 身元引受人 (4) 家族 代理人 代理人又は 立会人	連帯保証人 署名代行者、 身元引受人 及び連帯保 証人 代理人 身元引受人 及び成年後 見人等	保護者 保証人 代理人	署名代行者 身元引受人 (7) 家族 (2) 代理人 代理人 契約者 (親 族) 署名代理人 署名代行者 契約者代理人 家族署名	代理人 身元引受人 (2) 利用者代理人 残置物引受人	代理人 (2) 署名代行人 身元引受人
2. 重要事項の説明（重要事項説明書等）	署名代行者 家族氏名 受領者 患者代理人	利用者の 成年後見 人等	保証人 身元引受人 (5) 連帯保証人	同意者 署名代行者、 身元引 受人及び連	代理人	署名代行者 署名代行者 家族 身元引受人	代理人 利用者代理 人、身元引受 人、残置物引	代理人 (2) 署名代行人 身元引受人 利用者保証人

(代諾権者)		家族後見人等、代理人(3)	帯保証人代理人 身元引受人及び成年後見人等		(7) 身元引受人(契約者)、その他代理人(2) 身元保証人 連帯保証人 署名代理人 家族署名	受人	
3. 個人情報使用同意(個人情報使用同意書等)							
署名代行者 家族等の氏名 緊急連絡先 受領者	保証人 身元引受人(4) 連帯保証人 家族代理人(3) 利用者家族		同意者 代理人 同意者	代理人	身元引受人(3) 家族及び身元引受人 ご家族名 署名代理人(家族) 家族署名	代理人 利用者代理人 身元引受人 残置物引受人	代理人 署名代行人 身元引受人(2) 家族及び身元引受人 身元保証人
4. 施設等における金銭管理(金銭管理契約書等)							
受任者		保証人 身元引受人(3) 連帯保証人 家族代理人(2)	承認者 代理人		代理人 身元引受人(2) 利用者又は身元引受人等 氏名 法定代理人 ご家族名 保護者等 署名代行人 又は代理人 家族及び身元引受人	代理人	身元引受人
5. 貴重品預かりに関する同意							
家族氏名 受任者 身元引受人 氏名			保証人 身元引受人(2) 連帯保証人 家族	委任者 代理人	家族 身元引受人 代筆者 家族代表 ご家族名 身元引受人 等氏名	代理人	身元引受人
6. 入院計画・サービス利用計画(ケアプラン)同意							
署名代行者 本人または家族 本人・家族 氏名欄 本人・家族 代理人 署名 ご家族氏名	利用者の 代理人等	家族 身元引受人(2) 利用者の代理人等	代理署名者 同意者	署名(家族の 名前) 代理人	家族署名欄 代理署名 家族 身元引受人(2) 代筆者 代筆者署名 ご家族名 代理人 家族署名欄 代筆者 代筆者 署名 家族署名	(かっこ)内に 続柄御記入 頂く	身元引受人 代理人
7. 入院申込み(入院誓約書等)							
連帯保証人 署名代行者 家族 保証人 保護者 身元保証人 代筆者 家族の代表者 身元引受人 身元引受人 身元引受人 身元引受人 身元引受人 身元引受人 身元引受人		家族 代理人			家族署名	代理人	身元引受人
8. 保険外負担金(日用品入院セット等含む)の同意							
世帯主又は 保護者氏名 代理人 家族氏名 同意者 ご家族氏名		家族		代理人	家族署名 代理人		身元引受人
9. 栄養摂取方法(経鼻経管挿入等)に関する同意							

	ご家族又は代理人 家族保証人 患者代理人 (代諾権者)			家族				
10.	手術に関する同意							
	保護者または代理人 ご家族又は代理人 保証人 家族、保証人 続柄、氏名 (※本人が書けない場合) 患者代理人 (代諾権者)		家族			家族署名、代理人		身元引受人
11.	検査に関する同意							
	保護者または代理人 ご家族又は代理人 代理人氏名 親族、保護者 保護者または代理人 患者代理人		家族、身元引受人			家族署名、代理人	身元引受人	身元引受人
12.	身体拘束(行動制限・隔離含む)に関する同意							
	代理人 家族 家族氏名 同意者氏名 代理人氏名 家族署名 同意者氏名 ご家族氏名		家族、身元引受人 ご家族	代理人 利用者家族	代理人	家族署名、代理人 説明のみ	本人と続柄 家族署名欄 (続柄)	身元引受人 家族署名欄
13.	モニター監視に関する同意							
						家族署名 代理人		
14.	入院形態(医療保護入院、応急入院、措置入院含む)に関する同意							
	同意者 代筆者、代理人 ご家族等氏名					家族、身元引受人		身元引受人
15.	その他(終末期・看取り・施設での看取りに関する意思意見書・重度化対応・終末期ケア対応指針)							
	ご家族名		ご家族名	保護責任者	署名代理人			身元引受人
16.	その他(入院説明書・同意願い書)							
	ご家族氏名							
17.	その他(弾性ストッキング使用に関する説明、同意願い書)							
	ご家族氏名							
18.	その他(入院中のリハビリテーションについての説明書・リハビリテーション総合実施計画書)							
	ご家族氏名							
19.	その他(訪問看護利用申込、同意書)							
	緊急連絡先 支払責任者 身元引受人							
20.	その他(医療同意書)							
				代筆者				
21.	その他(施設で行う医療についての事前調査書)							
					保護者			
22.	その他(入所時リスク説明同意書)							
					代理人			
23.	その他(重度化に関する指針・契約)							
						代筆者 家族代表		
24.	その他(肖像権使用同意書)							
						代理人		
25.	その他(緊急時受診及び診察入室同意書)							
						ご家族代表		
26.	その他(転倒事故についての説明書)							
								ご家族氏名
27.	その他(身元引受書)							
								身元引受人

考察：設問 5 では、本人以外に同意（署名・捺印）を求める書類では、それぞれの機関において様々な名称が用いられていることが把握されましたが、本人以外の人にどのような役割や対応を期待するのかを明確にするとともに、必要な名称（表現）が使用されているか等について確認を行う必要があるものと考えます。例えば、本来なら「連帯保証人」という表現を用いるべき金銭保証について、「身元保証人」に求めている場合が考えられます。これは、契約社会の中で、漠然とした不安に対して慣習的に、何か困ったときのために対応してくれる人という意味合いで求めているといった側面もあるのではないのでしょうか。医療機関や施設等の漠然とした不安を解消するためには、前述したとおり、まずは、名称や用語の意味を理解することをはじめ、連帯保証人や身元引受人など、本人以外の人に対してどのような役割を期待するのかを整理するとともに、その内容に対して、誰がどのように対応していくかを明確にする必要があると考えます。

設問 6 貴事業所（機関）利用中に、「保証人」や「身元引受人」等が死亡等により不在となった場合の対応（複数選択可）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	18	3	15	5	3	33	3	8	88
①成年後見制度の検討・活用を図る	5	1	3	1	1	12	1	2	26
②新たに「保証人」や「身元保証人」等を求める	9	2	7	4	2	16	2	6	48
③不在のまま利用を認めている	2	-	3	-	-	1	-	-	6
④退所（退去）をお願いする	-	-	-	-	-	1	-	-	1
⑤その他	2	-	2	-	-	3	-	-	7
自由記載 【医療機関】 設問の状況に至ったことがありません 死亡等、不在となった際を想定しておらず対応は特にしていません 【障がい者グループホーム】 現在そのようなことはありません 今後取り組まなければならない問題の 1 つです 【特別養護老人ホーム】 契約書に記載がある 【認知症対応型共同生活介護】 基本家族親族→成年後見人 そのような事例がありません 現在に至るまでそうした事例はありませんでしたが、今後そうした事態になった場合には①②を検討していきます									

考察：設問 6 について、集約結果では「②新たに「保証人」や「身元保証人」等を求める（48）」が最も多く、次いで「①成年後見制度の検討・活用を図る（26）」が多い結果となりました。実際の事案が少ないことを含めて、身元引受人や保証人が不在となった際の対応が十分に検討されていない傾向が示唆されます。

設問7 「保証人」や「身元引受人」等となる人がいない方を受け入れやすくするための「保証制度（機関保証）」の必要性について（1つに○）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	12	2	11	4	2	19	2	6	58
①必要	11	1	7	4	2	17	2	5	49
②必要ない	-	1	-	-	-	-	-	-	1
③わからない	1	-	3	-	-	1	-	1	6
無回答	-	-	1	-	-	1	-	-	2

設問7では、保証人や身元引受人などの役割を補完する制度の必要性を強く求めていることが示唆される結果となりました（必要：49/58 84.48% 回答数とほぼ同割合）。

医療機関や福祉施設では、その対象者の生活を第一に考え親族等協力者を探し得ている一方で、既に困難さはあり、また今後はより困難さが強まるといった懸念を抱いていることを推察します。

この結果を踏まえて、北見市成年後見支援センターでは、支援を必要とする市民が本人の希望に沿い、慣れ親しんだ地域で生活していくことができるように、また医療機関や福祉施設が本人の意思決定支援を基盤としつつ、安心して支援が提供できる施策等について、北見市や当センター運営委員会等と一緒に検討してまいります。

設問8 「保証人」や「身元引受人」等の役割を補完する「保証制度（機関保証）」について、必要と思われる内容について（複数選択可）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	79	11	52	32	16	144	14	39	387
①緊急時（死亡、病状等の急変時、事故等）の連絡先	12	1	8	4	2	19	2	6	54
②死亡時の対応（遺体・遺品の引き取りや葬儀等の死後事務等）の責務	12	1	9	4	2	18	2	5	53
③入院時の身元保証	10	1	6	4	2	17	2	5	47
④退所（退去）後の本人引き取り（退所時の手続）	7	1	6	4	2	17	2	4	43
⑤判断能力低下時等の契約（サービス利用）変更時の立ち会い・同意	9	1	6	4	2	14	2	4	42
⑥施設利用料の支払いと債務保証	9	1	6	3	2	17	2	4	44
⑦損害賠償等の債務保証	5	1	4	2	2	13	-	3	30
⑧本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡しや原状回復義務の履行	4	1	6	3	1	14	-	5	34
⑨日常生活に必要な金銭の管理	10	1	-	4	1	14	2	3	35
⑩その他（自由記載へ）	1	1	-	-	-	1	-	-	3
無回答	-	1	1	-	-	-	-	-	2
自由記載									

【医療機関】

生理用品の補充、洗濯代行
消耗品や日用品の準備等

【認知症対応型共同生活介護】

認知機能低下に伴い全てに判断を必要とする

考察：設問 8 では、「①緊急時（死亡、病状等の急変時、事故等）の連絡先（54）」が最も多く、次いで「②死亡時の対応（遺体・遺品の引き取りや葬儀等の死後事務等）の責務（53）」、「③入院時の身元保証（47）」が多い結果となりました。この結果では、現状、親族等の協力を何とか得られるものの、今後、協力を得られなくなる可能性が強くなることを想定し、安定してその役割を補完できる役割を求めていることを推察します。

設問 9 「保証人」「身元引受人」等に代わる制度等の希望（複数選択可）

	医療機関	障がい者施設入所支援	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護 認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護	計
計	30	3	22	12	7	47	4	15	140
①成年後見人等に保証人や身元引受人等としての広範な権限を与える	7	-	5	3	-	14	2	5	36
②本人が元気な頃から、本人・家族・多職種で医療や生活のあり方について話し合い、記録を残す	5	1	5	3	2	7	1	1	25
③行政等公的機関が、身元保証人等がない場合に保証人や身元引受人等の役割を果たす	6	2	6	2	1	11	-	3	31
④保証人や身元引受人等の役割を補完する制度を設けて、より広く普及するようにする	9	-	4	2	2	10	1	4	32
⑤施設利用料の未払い等に対する保険・基金などを創設し損害を保証する	3	-	2	1	1	5	-	1	13
⑥その他	-	-	-	1	1	-	-	-	2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	1	1
自由記載 【特別養護老人ホーム】 医療同意にかかる明確なルール、制度 【介護老人保健施設】 保証人等には日常的な事実行為も依頼しているため保証人と事実行為を分けて整理やしきみが必要									

考察：設問 9 では、「①成年後見人等に保証人や身元引受人等としての広範な権限を与える（36）」と回答した機関が最も多く、次いで「④保証人や身元引受人等の役割を補完する制度を設けて、より広く普及するようにする（32）」、「③行政等公的機関が、身元保証人等がない場合に身元保証人等の役割を果たす（31）」が多い結果となりました。①について、まず期待されていることは第 3 者による医療同意の代行決定についてと推察しますが、現行法制度内において対応できることとすれば、まずは本人が医療行為について判断することが困難な状況であっても、本人の意思に基づく自己決定を、後見人を含め周囲の者が最大限支援するなど、自己決定が保障されるよう取り組む必要があると考えます。また、成年後見人等は保証人や身元引受人といった役割を包括的に担うことは困難であるものの、医療機関や福祉施設等が保証人や身元引受人等に求める役割を一つずつ丁寧に切り分けて整理することによって、成年後見人等でも対応が可能な事務もあるものと考えます。③④については、以降、成年後見支援センターや行政、また公的機関等により協議を進めていかななくてはならないと考えます。なお、「②本人が元気な頃から、本人・家族・多職種で医療や生活のあり方について話し合い、記録を残す（25）」は全体の 17.86 パーセントであり、設問 3-3 でも前述したとおり、意思決定支援への意識や取り組みへの優先順位が高まっていないことが示唆される結果となりました。

設問 10 調査全体を通じた意見等について（自由記載）

<p>1. 医療機関</p>	<p>身寄りのいない高齢者が多く、手続きに関するトラブルが増加しているため、地域での取り組みや対策も必要になると考えます。</p> <p>身寄りのない方や家族と疎遠である方など家族関係等に課題を抱えている方が増えている印象あり。成年後見人や保証機関の需要はとても大きいと考えます。</p>
<p>2. 障がい者施設入所支援</p>	<p>後見人等は本人の代理ですので、その立場は必要と考えます。 今後必要なのは、保護者等に替わる身元引受・保証人です。後見人と区別して、整備していくことが必要と考えます。</p>
<p>3. 障がい者グループホーム</p>	<p>ご苦労様です。身の回りには様々な課題を抱えている人が多く居ます。ある意味地道な活動かも知れませんが、急務なことかもしれません。</p> <p>延命するかしないか等、誰が決めるのか？そのなりゆきや一連の流れが本人に説明してわかるものなのか…。そして決められるのか…。</p> <p>高齢化してきました。訪問看護も入るようになりました。看取りを積極的にしようとは思っていませんが、最後まで「後どのくらいなのか」がわからないのでむずかしいです。日頃の支援でこの日がのびていくのだとしたら…その日までどうしたいと本人と話し合っておいたとして本人の望む事をしてあげられるのだろうか…。</p> <p>そもそも当施設でご本人と話し合えるのか…不安です。又成年後見人さんにそこまでの事を頼むのも…引き受ける人がいなくなるような気がします。家族と言っても遠方でなかなかすぐには来れない方も多いです。なんならかかわりたくない家族もいます。</p>
<p>4. 特別養護老人ホーム</p>	<p>身寄りのない方が増加すると予想されます。公的機関がその任ができるよう制度の確立を望みます。</p>
<p>5. 介護老人保健施設</p>	<p>本調査が保証人等に求められる役割の仕組みづくりになる事を期待しています。</p>
<p>6. 認知症対応型共同生活介護</p>	<p>制度上の限界があるように施設対応にも限界があります。身寄りのない方が亡くなり、葬儀、火葬、納骨は誰が行うのか？等細かな点は多々有ります。</p> <p>保証人、身元引受人の不在事例が多くなるのが予想されるため、成年後見人制度だけでは負担が大きく判断に不安と限界を感じている。サポート体制の強化を望む。</p> <p>親族がいらっしゃっても後見人の手続きされる方が増えてきています。事業所内でも後見人の勉強会をしています。</p> <p>保証人、身元引受人がいない方が医療機関に入院、手術等が必要となった場合、判断をできる人が不在なのは対応に困ります。施設入所時に対応を必ず確認し、行政との連携も必要と考えられます。</p>
<p>7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>なし</p>
<p>8. 特定施設入所者生活介護</p>	<p>身元保証人様がないか、居ても遠くに住まわれている等の方も多く、入所したいが、入所できない方がいる現実です。是非、身元保証人の役割を果たす機関を設けて、誰もが入所できる社会を望みます。</p> <p>又、病院等も身元保証人様がない場合等、受け入れをしてもらえない場合もあり改善して頂きたい。</p>

